

## 第1回新居浜市景観計画策定委員会アンケート

### 集計結果及び疑問点等に対する回答

\* 5名の方から回答をいただきました。

問1 本日の「景観計画」の講演をお聞きになり、景観法や景観計画について、次のうち当てはまるものを1つだけに○をつけてください。

1. よく理解できた	1名
2. だいたい理解できた	3名
3. どちらでもない	—
4. あまり理解できなかった	1名
5. 理解できなかった	—

問2 問1で、4. あまり理解できなかった、5. 理解できなかった、と答えた方にお伺いします。もう少し詳しく知りたいことや、疑問点について教えてください。（ご自由にお書きください。）

（質問）事例と新居浜市の計画との関連性が不明

（回答）市、市民、事業者が景観計画策定に関わることで、新居浜市の景観特性と課題を的確に把握し、新居浜市の魅力を活かした景観計画が策定できるよう、ご理解ご協力をお願いします。

（質問）今回の計画策定は、講師のお話にあったような市民を巻き込んでのまちづくりというよりは、行政主体の保全、形成が中心と考えて良いのか？

（回答）良好な景観形成を図るための施策等の推進については、市民や事業者の協力が不可欠であることから、市民を巻き込んでの景観まちづくりを目指しています。

問3 新居浜市の景観について、あなたが好きな眺めや風景、自慢できるもの、子どもたち（未来）へ残したいと思うものを教えてください。（ご自由にお書きください。）

- ・近代化産業遺産景観（端出場、東平地区）すべて
- ・山根えんとつ山周辺風景
- ・東平からの市街地遠望
- ・日暮別邸記念館展望台からの360度見渡せる市街、四阪島。
- ・文化、歴史的景観はもちろんですが、青い海と緑の山が近距離にある自然環境は残してあげたいと思っています。
- ・眺めとしては、東平からの市街地、海を眺めることができる風景が好きで、外からの客も連れていきます。

問4 新居浜市で、これから策定を進める景観計画について、良好な景観形成に関する現時点の課題や、将来の課題（懸念されることや期待すること）がございましたら、ご自由にお書きください。

(質問) 景観規制にて、事業への支障が出ないのか。

(回答) 景観法の基本理念として、景観法第2条第2項では、

「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。」

と位置づけされており、事業による良好な景観形成への影響について把握・整理させていただき、景観規制を協議・検討していきたいと考えています。

(質問) 近代化産業遺産（東平エリア）への道路の整備（災害により通行止めになることが多い）

(回答) 道路整備については、地形的なこともあり難しい面がありますが、安全に配慮した道路整備に努めます。

(質問) 人口減少の中、景観の保全等にどのくらいの予算をかけられるのか（インフラ整備等に比べて）

(回答) 景観の保全だけではなく、インフラ整備等の「まちづくり」と連動させた「景観まちづくり」の観点を重視し、予算の範囲中で良好な景観形成に取り組みます。